

令和8年度障がい者委託訓練企業説明会等開催事業業務 業務仕様書

1 目的

令和8年7月の法定雇用率引上げを見据えて、企業では障がい者雇用の不足解消を急いでいるが、採用後の就労条件等の具体的なイメージがないまま採用活動を行っている。

また、障がい者も企業の支援体制などについて知らないまま就職した結果、早期の離職につながる事例が多くある。

県が実施している委託訓練は、関係機関が連携して就労に向けた支援を行い、雇用後の支援体制についても助言するため、就職率は約9割、職場定着率も8割を超えており、

このことから、新たに委託訓練を利用する企業の開拓に向けて、障がい者が企業と就労について互いの理解を深める企業説明会等を開催して、障がい者と企業のマッチングを促進する。

加えて、就労継続支援B型事業所・就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所の説明会を実施することで、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援を行う。

2 業務名称

令和8年度障がい者委託訓練企業説明会等開催事業業務

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

① 企業説明会等

ア 法定雇用率対象企業のうち、障がい者の受入体制ができていない企業が就労を希望する障がい者と出会う場として企業説明会を開催し、委託訓練につなげるのこと。

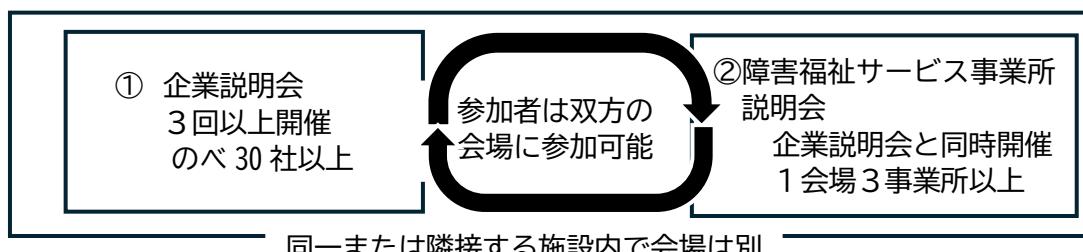
イ アの企業が委託訓練の利点等について理解を深めるため、委託訓練を複数回利用した経験のある企業（以下「複数回利用企業」という。）との企業交流会（説明会と同日開催やWEB開催も可とする。）を開催すること。

② 障害福祉サービス事業所説明会

障がい者の多様な就労ニーズに対応するため、①に併せて、就労継続支援B型事業所・就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所の説明会を開催すること。

なお、①と②の会場は、同じ施設内の別会場（イメージ図参照）で同時開催とし、参加者が双方の会場に参加できるように運営すること。会場の都合で別の施設となる場合は近隣の施設となるよう工夫すること。

【会場イメージ図】



(2) 実施にあたっての注意事項

① 企業説明会等

ア 企業説明会開催期間・回数

8月から11月までの期間中に3回以上実施すること（特別支援学校等の生徒が参加しやすいよう、夏季休暇期間で1回以上開催すること。）。

イ 企業説明会開催場所等

北勢地域、中勢・伊賀地域、南勢・東紀州地域の3地域（※）で各1回以上とすること。

※北勢地域とは、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の5市5町とする。

中勢・伊賀地域とは、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町の2市4町及び名張市、伊賀市の2市とする。

南勢・東紀州地域とは、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の3市町及び尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町とする。

ウ 企業説明会出展企業

出展企業を、のべ30社以上集めること（成果指標の対象とする。）。

ハローワークに障がい者専用求人票を提出する（している）こととする。

出展企業の募集にあたっては、WEB広告やSNS広告、チラシの配布を活用して開催概要等の情報を告知するなどにより多くの出展企業を集める工夫を行うこと。

なお、出展企業の決定にあたっては、次のいずれかの条件を満たす企業を優先とすること。

○法定雇用率未達成企業

○過去5年間に訓練未実施の企業

エ 企業説明会参加者

参加者を、のべ100名以上集めること（成果指標の対象とする。）。

原則、県内に居住する障がい者及びその家族とすること。（特別支援学校等に在籍する生徒及びその家族を含む。手帳の所持は問わない。）

参加者の募集にあたっては、WEB広告やSNS広告、チラシの配布を活用して開催概要や出展予定企業の情報を告知するなどにより多くの参加者を集める工夫を行うこと。

オ 企業説明会出展企業及び参加者の費用

出展企業及び企業説明会参加者ともに無料とすること。

カ 企業説明会の会場運営

参加者が出展企業を複数社訪れるよう工夫するとともに、②障害福祉サービス就労事業所説明会と併せて運営すること。

【運営上留意する点】

・出展企業の誘導及び事前説明や当日会場の進行など、説明会前後の対応

・説明会の実施にあたっての出展企業向け、運営スタッフ向けの各種マニュアル等必要資料の配布

・説明会の案内スタッフ及び案内ブースの設置

・資料コーナーなど参加者のニーズに応じたブースの設置

・説明会に関する意見を聴取するための出展企業及び参加者向けのアンケート調査

・その他、説明会実施に必要な事項

キ 企業交流会参加者

原則、全ての出展企業が参加するものとし、次の点に留意して運営すること。

ク 企業交流会の運営

企業説明会に参加する企業が委託訓練の利点等について理解を深めるため、委託訓練を複数回利用した経験のある企業（以下「複数回利用企業」という。）との企業交流会（説明会と同日開催やWEB開催も可とする。）を開催すること。

【運営上留意する点】

- ・複数回利用企業が委託訓練についてのメリットを伝える講演会等を企画するなどの工夫を行うこと。
- ・企業交流会の時間は、概ね1時間程度とすること。
- ・講師となる複数回利用企業への謝金は委託料の範囲で受託者が負担すること。

ケ 広報チラシ及びWEB広告等の作成

WEB広告やSNS広告を作成して開催概要や出展予定企業の情報を告知すること。広報用のチラシとして、次の①から④を作成して、広報を行うこと。

- ① 出展企業募集チラシ 2,000部
- ② 出展事業所募集チラシ 500部
- ③ 参加者募集チラシ 1,000部
- ④ 直前参加者募集チラシ（出展企業名の入ったもの）1,000部

コ 委託訓練

出展企業のうち3社以上を委託訓練につなげる（※）こと（成果指標の対象とする。）。

※ハローワークでの受付まで終えた状態をいう。

② 障害福祉サービス事業所説明会

ア 出展事業所の募集

原則、開催地の地域内に所在地のある事業所を優先すること。

就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所等を1会場あたり3事業所以上募集すること。

イ 参加者の募集

参加者を30名以上集めること（成果指標の対象とする。）。

原則、障害者手帳を所持し、県内に居住する者を優先すること。

企業説明会と同様に広報を行うこと。

ウ 出展事業所及び参加者の費用

出展事業所・参加者ともに無料とすること。

（3）県で実施するもの

ア 広報

次へのチラシの配布は県で実施する。なお、県の配布先以外は受託者が配布すること。

- ① 出展企業募集チラシ
県内法定雇用率対象企業企業（1470枚）、ハローワーク（80枚）
- ② 出展事業所募集チラシ
就労移行支援事業所（31枚）、就労継続支援B型事業所（367枚）
障害者就業・生活支援センター（9箇所：100枚）
- ③ 参加者募集チラシ
ハローワーク（500枚）、県内大学（120枚）、県立高等学校（68枚）、私立学校（21枚）、障害福祉サービス事業所（68枚）、障害者就業・生活支援センター（200枚）
- ④ 直前参加者募集チラシ（出展企業名の入ったもの）

③ と同じ

- イ 県政だより等の県広報資料への掲載
- ウ 企業へのメールマガジンの配信
- エ 報道機関資料提供（プレスリリース）
- オ 企業交流会における複数回利用企業の受託者への紹介

（4）県から提供するもの

- ・過去5年間の訓練実施企業リスト及び法定雇用率対象企業リスト
- ・昨年度企業説明会にて使用した三重県で保有するマニュアル等のデーター式

5 提案を受け付けるもの

- ・企業説明会等の会場及び日程（土日の別は問わない）
- ・参加者、出展企業を増やす提案
- ・参加者の来場促進につながる提案
- ・障がい者が多くの出展企業（最低3箇所）を訪れる提案
- ・当事業のイベント名
- ・企業説明会等開催後のフォローアップ

6 成果指標

（1）企業説明会等

- 出展企業数、のべ30社以上
- 参加者数、のべ100名以上
- 委託訓練を利用した企業数、3社以上

（2）障害福祉サービス事業所説明会

- 参加者数、のべ30名以上

【成果指標を達成できなかった場合の措置】

協議により、（1）及び（2）の成果目標を達成できない場合は、不要となる実費相当額及び成果報酬額を委託費用から減額する場合がある。

7 日程

日程は、次のとおりとすること。広報等にあたっては、県の他の事業と連携するなどの工夫を行うこと。

なお、事業進行の都合上、スケジュールを変更する場合は、事前に県と協議すること。

月	実施内容	参考
5月	広報チラシ（①から③）作成	
6月	出展企業募集開始	障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会
7月	参加者募集開始 広報チラシ（④）作成	
8月	●第1回企業説明会等の実施	三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会開催
9月	第2回以降の企業説明会等の実施	障害者雇用支援月間
10月		県内ハローワークで障害者就職面接会開催（予定）
11月		
12月	参加企業フォローアップ	
1月		参加企業の委託訓練実施期間
2月		
3月	契約満了	

8 その他

その他必要な事項については県と協議して決定すること。

9 提出書類

(1) 企業説明会参加企業報告書（第1号様式）

企業説明会等の実施月の翌月10日までに企業説明会等参加企業報告書（第1号様式）をパスワード設定した電子ファイルで提出すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意の上、委託業務実績報告書を県に提出すること。

ア 提出方法

業務完了後、次の書類を紙及び電子ファイルで県に提出すること。

- ① 業務完了報告書（第2号様式）1部
- ② 業務実施報告書（任意様式）1部

なお、②の体裁は次のとおりとすること。

- a. 業務概要説明書（業務目的、体制、実施内容、実施計画、スケジュール等）
- b. 業務実施報告（当日の実施結果等をまとめた報告書）
- c. 出展企業及び説明会参加者アンケート結果
- d. 説明会の当日の準備や参加状況などが分かる写真
- e. その他、県が指示するもの

イ 提出期限

前記「3履行期限」の10日前までに提出すること。

10 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で

協議の上、その取扱いを決定すること。

11 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議の上実施するものとする。
- (7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存すること。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

12 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班 担当：井口、西山

電話：059-224-2510 電子メール：syurou@pref.mie.lg.jp

第1号様式

【企業説明会等参加企業報告書】

第2号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和8年度障がい者委託訓練企業説明会等開催事業業務について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

1 受託業務名

令和8年度障がい者委託訓練企業説明会等開催事業業務

2 契約金額

金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3 実施に要した経費の額

金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。

4 契約の締結

令和 年 月 日（ ）

5 履行期限

令和 年 月 日（ ）

6 履行完了日

令和 年 月 日（ ）

添付書類

所要経費の根拠資料